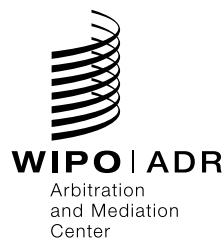
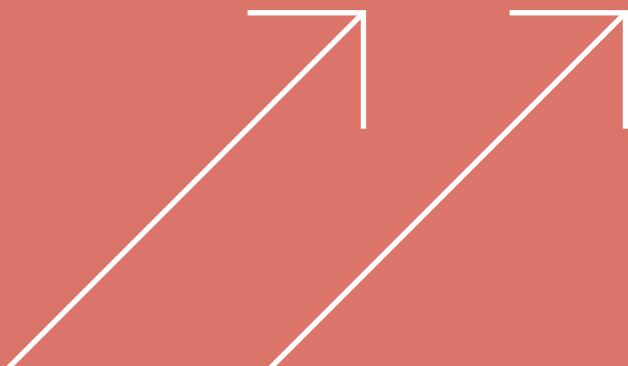


WIPO仲裁 ガイドブック





目次

WIPO仲裁調停センター	3
WIPO規則と中立者	3
知的財産権紛争処理	6
仲裁とはどのような手続か	8
仲裁の主な利点	9
簡易仲裁とはどのような手続か	10
WIPO仲裁手続とWIPO簡易仲裁手続の比較	11
WIPO仲裁手続	12
WIPO仲裁やWIPO簡易仲裁へのルート	13
WIPOが推奨する紛争処理契約条項と付託合意	14
WIPO推奨仲裁条項	15
WIPO仲裁の主な利点	16
WIPOセンターの役割	16
WIPOで取り扱われる事件	17
WIPO仲裁を実施する場所	18
WIPOオンライン事件管理ツール	18
WIPO仲裁の費用	19
WIPO仲裁: 手続の主な流れ	20
WIPOあっせん	33

裁判外紛争処理手段 (ADR) は、
二者間あるいは多数当事者間の紛争を
従来の裁判手続によらずに解決するための
手段です。

紛争の解決を目指す紛争当事者は、
複雑で負担の大きい裁判手続に代わる手段として
ADRを効果的に活用することで、紛争処理にかかる
費用を抑えて早期解決を目指すことができます。
ADRにはそのほかにも数多くの利点があります。

特に知的財産権や技術に関連する紛争については
調停や仲裁、専門家による決定などのADR手続
による解決が適していることが多いと言えます。

WIPO仲裁調停センター

WIPO仲裁調停センター (WIPOセンター) は、スイス・ジュネーブとシンガポールを拠点として、中立的・非営利の立場でADRサービスを国際的に提供する機関です。主に次の事項に関して紛争当事者の支援を行います。

- 国内・国際取引に関する知的財産権紛争や技術紛争その他商事紛争の処理の効率化
- 紛争処理手続の管理
- 経験豊かな調停人や仲裁人、専門家の選定
- 関連している複数の紛争の処理の集約
- 秘匿性の確保

WIPOセンターの主な活動目的は、知的財産関係者たちに、費用と時間の負担を軽減できる紛争処理手段を提供することです。



WIPO本部 (スイス・ジュネーブ)

WIPO規則と中立者

WIPOのADR手続の法的枠組みと実務

原則は、「WIPO調停規則」、「WIPO仲裁規則」、「WIPO簡易仲裁規則」及び

「WIPO 専門家による決定規則」により定められています。これらのWIPO規則は、概ね商事紛争全般に適用可能な規則であり、さらに、守秘義務や技術的証拠に関する規定など、**知的財産権紛争に特有のニーズ**に対応するための規定も含むものです。

WIPOセンターは、中立者の選定や選任に際して当事者を支援するために、知的財産権や情報通信技術 (ICT) に関する紛争の処理や商事紛争の処理に長けた調停人、仲裁人及び専門家を世界的に網羅した2,000人以上の中立者の名簿を管理しています。

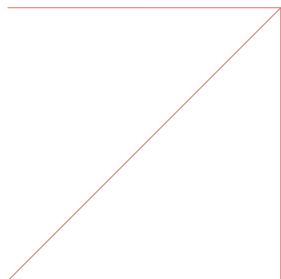


WIPOセンター支部 (マックスウェル・チャンバース、シンガポール)

写真: WIPO, Berco

知的財産権を効果的に活用するには、
その権利行使する手段を確保することも
重要です。

知的財産権や技術、エンタテインメント
その他商事分野の関係者たちの間では、
紛争解決の手段として、秘匿性の高い
私的な紛争処理手続である仲裁を
利用する動きが広がっています。



仲裁が選択される理由としてはまず、特に国際訴訟手続にかかる費用や時間の負担が多大であることに加えて、訴訟の遅延や長期化の可能性に対する懸念等によって、裁判に代わる紛争処理手続への需要が高まっていることが挙げられます。

また、仲裁手続自体の利点によるところも大きく、特に、仲裁は当事者の自治が認められる手続である点と、仲裁判断は国際的に執行可能である点が、大きな魅力となっています。

しかし、未だ一般には紛争処理手段の選択肢としての馴染みが薄い側面もあります。

この冊子は、これまで仲裁手続をよく知らなかった方々の疑問にお答えするために用意されたものです。仲裁手続の基本的な概要をWIPOセンターの豊富な経験に基づき紹介します。仲裁の主な特徴や利点を説明し、WIPO仲裁規則に基づく仲裁が具体的にどのように進められるかについて、実際の事例を交えながら解説します。

この冊子はまた、紛争解決のために仲裁を利用することに関心をお持ちの方々に役立てていただくことを目的としています。

知的財産紛争処理

1

裁判 - 国外の管轄

裁判 - 国内の管轄

調停 + 仲裁

費やされる費用 + 時間

出典: 技術取引における紛争処理に関する国際調査 (WIPO)
(<https://www.wipo.int/amc/en/center/survey/results.html>)

調停 (Mediation)

調停は、中立的な仲介人である調停人の支援により、当事者双方の利益に沿った和解成立を目指す、私的な合意に基づく手続です。

調停人は、強制力を伴う判断を下すことはできません。

ただし、当事者が和解合意書を締結した場合、それに契約としての執行力を持たせることは可能です。

また、調停は、裁判や合意に基づく仲裁併用を妨ぐものではありません。

仲裁 (Arbitration)

仲裁は、当事者の合意に基づくより形式的な手続で、当事者により選任された単独または複数の仲裁人に紛争が付託されるものです。当事者の権利義務関係に基づき仲裁廷が下す仲裁判断は法的拘束力と最終性(上訴なし)を伴い、仲裁法の下で国際的に執行可能です。

訴訟に代わる私的な紛争解決手段である仲裁では、通常、終結後に裁判手続に進むことはできません。



仲裁とはどのような手続か

仲裁は、裁判に代わる紛争処理手段の代表的なものとして知られています。当事者が、**合意**に基づき、単独または複数の仲裁人が行う**拘束力**のある仲裁判断に、紛争を付託する手続です。

仲裁は合意に基づく手続

仲裁は、**当事者双方が紛争を仲裁へ付託することに合意**した場合にのみ実施されます。この合意形成は、契約書の仲裁条項、あるいは契約条項が存在しない場合には付託合意の締結によりなされます。

仲裁人は当事者が選定

WIPO規則に基づく仲裁では、当事者間で仲裁人の**選定**を行うことができます。またWIPOセンターが、適切な経歴を持つ専門家を候補者として提案することも可能です。

中立性の確保

当事者は、当事者が適切と考える国籍を有す仲裁人を選定することができます。さらに、仲裁手続の準拠法や言語、場所などの基本条件も、双方の合意により**選択**することができます。どちらか一方に有利な枠組みで手続が進むことがないように、中立性を重視したプロセスを確保することができます。

秘密性の保持

WIPO規則では、**仲裁の存在**、仲裁手続中になされた**開示**及び**仲裁判断**に関して、守秘義務が具体的に定められています。WIPO規則の下ではさらに、営業秘密その他の機密情報を提出する当事者は、当該情報を機密扱いとして開示を制限するよう仲裁廷に対して申し立てることができます。

仲裁判断は終局的判断であり執行可能

WIPO規則の下では、仲裁の当事者は、仲裁判断の内容を遅滞なく履行することとされています。仲裁判断に基づく履行は、大多数のケースで任意に行われますが、国際的な仲裁判断の強制執行が必要になった場合には、160カ国以上の国が締約している**ニューヨーク条約**（外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約）に基づいて国際的に執行することができます。

仲裁の主な利点

仲裁の主な利点としては、以下の点が挙げられます。紛争当事者がこのいざれかを重視する場合には、仲裁が、紛争解決の手段として魅力的な選択肢になると言えます。

- 紛争処理にかかる費用を安く抑えることができる。
- 紛争処理の過程で当事者の自治が認められる。
- 紛争処理の専門家を仲裁人として選定することができる。
- 速やかな紛争処理を目指すことができる。
- 紛争の秘匿性を確保することができる。
- 終局的で国際的に執行可能な裁定(仲裁判断)を取得することができる。

仲裁は、効率的な紛争解決を目指す紛争当事者にとって、裁判に代わる紛争処理手段として選択肢の一つとなります。特に国際訴訟では、管轄の問題によって複数の審理が行われることもあり、手続が複雑化したり判決が相反したりするリスクがあります。これに対して仲裁では、当事者が選択する準拠法の下で単一の審理が行われます。

また、仲裁では当事者の自治がある程度認められるため、自分たちで効率的なプロセスをつくりあげることができます。自分たちのニーズに合わせて、例えば提出書類の範囲や仲裁判断の日程などの事項を自由に決めることができます。

しかしながら、仲裁があらゆる事案に最適な紛争処理手段であるというわけではありません。先例や判例を打ち立てることが主な目的である場合は裁判を行う必要があるかもしれません。また、法的な問題の解決よりも、ビジネス上の利益に沿った解決策を探すことを重要視するならば、調停が向いている可能性もあります。

簡易仲裁とはどのような手続か

仲裁はそれ自体が効率性の高い手続ですが、WIPO簡易仲裁規則の下では、**時間と費用をさらに節約することが可能な簡易手続による仲裁を実施することができます。**

簡易仲裁では、原則として、訴答書面の提出は**一度のみ**です。また、単独仲裁人が採用されるため、3名の仲裁人が構成する仲裁廷と比較して、選任にかかる時間や関連費用を抑えることができます。審理は、防御陳述書の送付日あるいは仲裁廷の設置日のいずれか遅い時点から**3ヶ月以内に終結**が宣言されます。

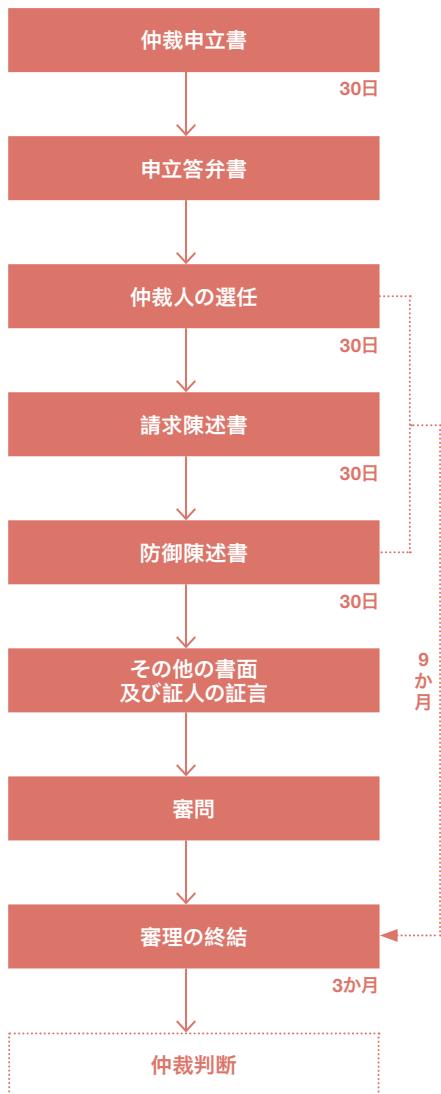
簡易仲裁が適している事案

- 紛争の**係争金額**が比較的少額であり、紛争処理にかかる費用を最小限に抑えたい場合
- **争点が少ない**場合
- 終局的に執行可能な裁定を**短期間に**取得する必要がある場合
- 審理の進行状況に応じた調整の余地を残しつつ、時間と費用の負担を**最小限に抑えた**枠組みで紛争処理手続を開始したい場合

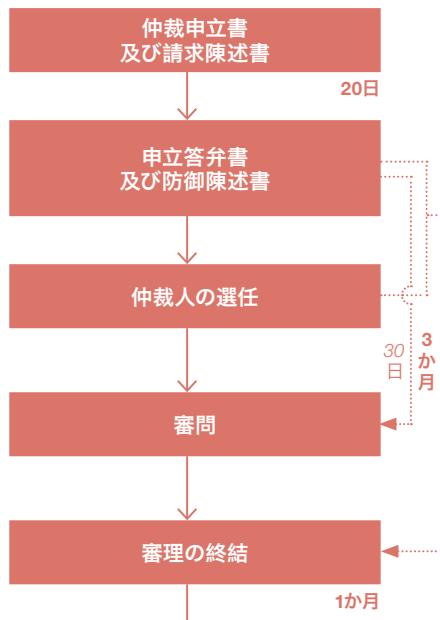
ただし、複雑な特許紛争などでは、取り扱われる証拠や専門家分析の範囲も広く、より長期的な審理が必要になることもあります。このような事案については、簡易仲裁が最適ではない場合もあります。WIPOセンターが取り扱ってきた事案の中では、WIPO簡易仲裁は、特に**著作権やソフトウェア、R&D、商標**に関する紛争の処理に向いていると言えます。

WIPO仲裁手続とWIPO簡易仲裁手続の比較

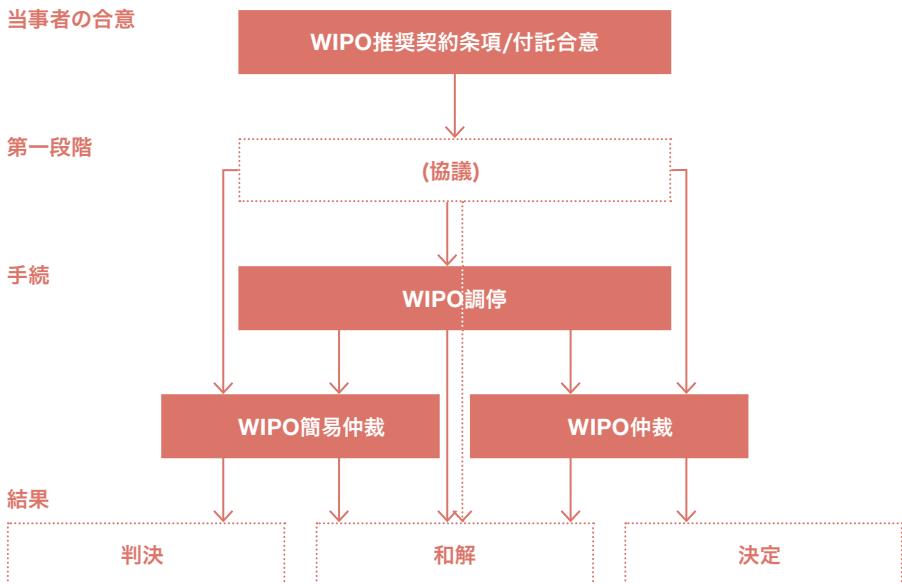
WIPO仲裁



WIPO簡易仲裁



WIPO ADR手続



* WIPOセンターでは、上記の手続に加えて「専門家による決定」も実施しています。専門家による決定は、科学技術的な論点やこれに関連する商事的争点の解決を単独または複数の専門家の決定に委ねる手続です。

** WIPOセンターの手続では、裁判を併用する裁判併用調停を選択することも可能です。WIPO推奨の紛争処理契約条項や付託合意を参照してください (p16)。

WIPOセンターに申し立てられる事件の概ね40%が、WIPO調停で和解が成立しなかった場合にはWIPO仲裁または簡易仲裁を併用するという多層的紛争解決条項 (エスカレーション条項) に基づき申し立てられます。

WIPO仲裁やWIPO簡易仲裁へのルート

WIPOの仲裁手続または簡易仲裁手続への紛争付託は、**当事者間の合意**に基づきなされるものです。

この合意の形成は、**契約条項**（特定の契約に関連して将来発生する紛争の付託）、あるいは契約条項が存在しない場合には**付託合意**（既に生じた紛争の付託）によりなされます。

WIPO規則による仲裁に関する契約条項

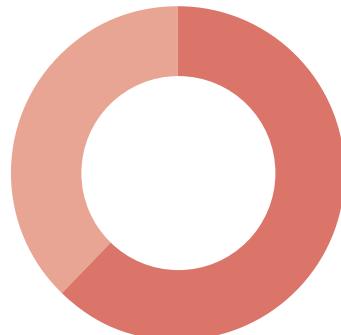
WIPO仲裁やWIPO簡易仲裁の申立ての中で最も多いのは、紛争が発生した場合にはWIPO規則による仲裁に付託することとする契約条項に基づく申立てです。

WIPO規則による仲裁への付託合意

事前の合意がない場合であっても、**紛争が生じた後に**、紛争当事者は、その紛争をWIPO規則による仲裁または簡易仲裁に付託することに合意することができます。

WIPOが提供している**WIPO推奨の契約条項及び付託合意**は、WIPO仲裁やWIPO簡易仲裁への各ルートに対応しています（p16）。また、WIPO調停に関する

WIPO ADR事件



内容を加えることも可能です。

当事者は、WIPO推奨の契約条項のひな型を用いて、仲裁人の人数や仲裁地、手続言語、準拠法等の事項に関する合意を形成し、仲裁の**基本的な枠組み**を決めることができます。

WIPO仲裁に申し立てられる事件の大半が、あらかじめ合意されていた契約条項に基づき申し立てられるものですが、**付託合意**に基づく申し立て（裁判所に係属していた事件の付託も含む）も増加しつつあります。

WIPOが推奨する契約条項と付託合意

WIPOは、次の種類の仲裁に関連して、**推奨契約条項及び付託合意**を用意しています。

- 仲裁
- 簡易仲裁
- 仲裁または簡易仲裁併用調停

WIPO推奨の契約条項及び付託合意のひな型は、日本語、中国語、韓国語、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、イタリア語、ギリシア語、ロシア語、アラビア語を含む**多言語**で提供されています。

WIPOセンターはまた、仲裁以外にも、次のWIPO ADR手続に関する推奨契約条項を提供しています。

- 調停
- 専門家の決定

WIPOセンターが提供する推奨契約条項はすべて、次のリンク先に掲載されています。 www.wipo.int/amc/ja/clauses.

またWIPOセンターでは、当事者のニーズに沿った契約条項または付託合意の選択と内容調整を支援するためのツールとして、**WIPO Clause Generator** (WIPO条項自動生成ツール) も提供しています。

www.wipo.int/amc-apps/clause-generator.

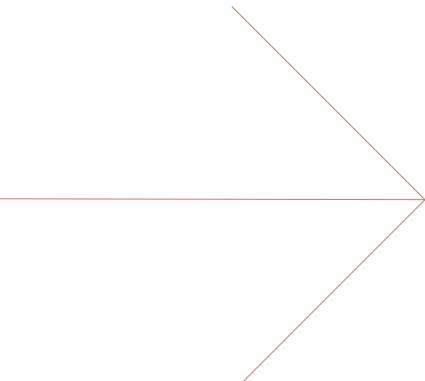
WIPO取扱事件 - 特許権侵害紛争の仲裁付託

米国の会社2社の間で消費者向け物品に関する欧州特許の権利侵害をめぐる紛争が発生し、複数の管轄区で訴訟が展開される中で、当事者は、この紛争をWIPO仲裁に付託することに合意した。付託合意では、欧州の特定の国の国内特許法を準拠法とすることと、当該特定国の特許訴訟で通常用いられる進行スケジュールに従うことが決められた。紛争は、対象製品の製造及び販売による特許権侵害の成否を争点とするものだった。

当事者は、WIPOセンターの助言に従い3名の仲裁人からなる仲裁廷を選択し、**仲裁及び準拠法となる特定国の特許法に精通している仲裁人**を選任した。書類交換を経た後、仲裁廷は、更なる陳述や専門家の証言を審問するために、1日のみの審問期日をジュネーブで開催した。当事者が合意したスケジュールに基づき、**仲裁開始から5ヶ月以内に仲裁判断が下された**。

WIPO推奨仲裁条項

「本契約および本契約の今後の改訂の下で、あるいはこれらに起因ないし関連して生ずる、あらゆる紛争、論争ないし請求（契約の成立、効力、拘束力、解釈、履行、違反、解除、ならびに契約外の請求を含み、これらに限定されない）は、WIPO仲裁規則による仲裁に付託され、かつその仲裁によって最終的に解決されるものとする¹。仲裁廷は
[単独の仲裁人] [3名の仲裁人]
によって構成されるものとする²。仲裁地は
[場所を記述] とする³。仲裁手続において使用される言語は [言語を記述] とする⁴。紛争、論争ないし請求は [管轄を記述] の法律に従い決定されるものとする⁵。」

- 
- 1 仲裁廷は、紛争に関する終局的判断として仲裁判断を下す権限を有します。仲裁判断は、当事者に対して拘束力をもち、国際的に執行が可能です。ただし、仲裁判断が下される前であれば、当事者の合意により和解を成立させることができます。
 - 2 仲裁地の選択には、仲裁の手続的枠組みを司る法制度（例えば暫定的保全措置や仲裁判断の執行力等に関する規制など）の選択としての側面もあります。仲裁地の選択にかかわらず、仲裁の実際の会合や審問は、当事者自身や仲裁人、あるいは証人の都合に合う場所で実施することができます。
 - 3 仲裁地の選択には、仲裁の手続的枠組みを司る法制度（例えば暫定的保全措置や仲裁判断の執行力等に関する規制など）の選択としての側面もあります。仲裁地の選択にかかわらず、仲裁の実際の会合や審問は、当事者自身や仲裁人、あるいは証人の都合に合う場所で実施することができます。
 - 4 仲裁廷がどの法規（実体法）に則って判断を行うべきかについても当事者が選択することが推奨されます。
 - 5 仲裁廷がどの法規（実体法）に則って判断を行うべきかについても当事者が選択することが推奨されます。

WIPO仲裁の主な利点

WIPOセンターが管理する仲裁手続を利用する利点は主に次のとおりです。

- WIPOセンターは、**独立公正な立場**で知的財産権や技術に関連する紛争を専門的に取り扱う**国際的な仲裁機関**です。
- 知的財産権に関する技術的、商事的及び法的争点の取扱いに**専門的な知識と豊かな経験**を持つ上に国際的な商事仲裁にも長けた専門家を**国際的に網羅した仲裁人名簿**の利用が可能です。
- 紛争の秘密性及び営業秘密の保護を重要視した**柔軟な規則**に基づく手続です。
- **実施手数料は経済的な水準**に設定されています。
- 仲裁がジュネーブで実施される場合には、**会合のための会場**が無料で提供されます。

WIPOセンターの役割

WIPOセンターの主な活動目的は、**知的財産権や技術に関連する紛争を費用対効果の高い手段で速やかに解決すること**を目指す当事者を支援することです。主な活動内容は以下のとおりです。

- WIPOのADR手続への**紛争付託**をサポートします。
- WIPOセンターが管理する国際的な中立者名簿やその他のリソースを用いて、**専門知識を備えた仲裁人の選定**を支援します。
- 当事者及び仲裁人との協議の下、**仲裁人の手数料を設定**し、紛争処理の金銭面に関する事務管理を行います。
- 当事者や仲裁人との間で**連絡調整**を行い、効率的なコミュニケーション及び手続の実現を目指します。
- 会合のための会場の確保を含め、**当事者の要望に応じた支援サービス**を手配します。

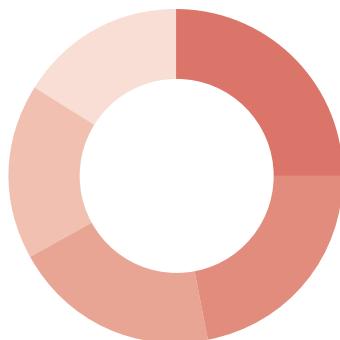
柔軟性の高い手続的枠組み

WIPO仲裁規則及びWIPO簡易仲裁規則は、**法的明確性と実務的柔軟性**を組み合わせた手続的枠組みを提供するものです。当事者は合意により、この枠組み内で手続に調整を加えることができます。また、仲裁廷は、事務的な干渉や時間のかかる形式的な手続を省き、当事者と協議の上で審理を進行させます。

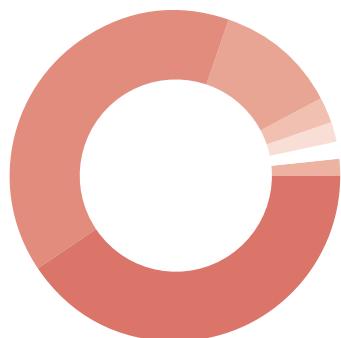
WIPOで取り扱われる事件

WIPO仲裁規則またはWIPO簡易仲裁規則に基づく仲裁では、**多岐にわたる内容**の紛争が取り扱われます。これまでのWIPO仲裁事件では、特許、商標、情報通信技術 (ICT)、著作権、芸能 (エンタテイメント)をはじめとして、フランチャイズや流通等に関するより一般的な商事事項も取り扱わされてきました。

WIPO事件の紛争分野



WIPO ADR手続の利用者



特許 25%

クロスライセンス、特許権侵害、ライセンス、特許所有権、パテントプール、R&D/技術移転、ロイヤルティ支払い

情報通信技術 (ICT) 22%

モバイルアプリ、アウトソーシング、システム統合、ソフトウェア開発、ソフトウェアライセンス、電気通信

商標 20%

商標共存、商標権侵害、ライセンス、異議申立て、取消し

商事 17%

流通、エネルギー、フランチャイズ、マーケティング、スポーツ

著作権 16%

芸術作品、放送、芸能・エンタテイメント、映画・メディア、著作権侵害、テレビ番組フォーマット権

WIPO仲裁を実施する場所

当事者は、仲裁地に関係なく、当事者自身や仲裁人あるいは証人の都合などにより、仲裁の会合や審問が実施される場所を自由に決めることができます。仲裁手続きは、必ずしも仲裁地で行われる必要はありません。

ジュネーブで会合を実施することを当事者が合意により決定した場合には、会場と控え室がWIPOにより無償で (WIPOセンターへの実施手数料に関連費用が加算されることなく) 提供されます。その他の場所で実施することを当事者が決定した場合には、WIPOセンターは、適切な会場の手配を支援します。

また、当事者及び仲裁人は、WIPOが提供するオンライン事件管理ツール (安全性の高いオンライン事件記録ファイル (eADR) やビデオ会議支援情報を含む) を無料で自由に利用できます。

WIPOオンライン事件管理ツール

WIPOセンターは、当事者の事件管理を支援するために、**WIPO eADR**や**ビデオ会議支援情報**などのオンラインツールを無償で提供しています。

WIPO eADR

WIPO仲裁の当事者や代理人、仲裁人、証人、専門家は、eADRを利用して、**オンライン事件ファイル**に書類等を安全に送信することができます。書類が提出されると、利用者らにEメール通知が送られます。利用者はいつでも事件ファイルにアクセスして内容を検索することができます。WIPO eADRに記録される事件情報の秘密性は安全に保護されます。

WIPO仲裁の費用

仲裁は、適切な管理の下で行われるときには、裁判よりも費用を安く抑えることが可能な手続です。WIPO仲裁で発生する手数料は以下のとおりです。

- WIPOセンターに対して支払われる **登録手数料及び実施手数料**
- **仲裁人手数料:**
仲裁人が選任される際に話し合いが行われ、通常、紛争の複雑度や目的額、さらに仲裁人の経験や当事者の所在地などを考慮に入れた時間あたりのレートが算出されます。

仲裁人手数料については、WIPO仲裁規則及びWIPO簡易仲裁規則で掲げられる**手数料表**に、指標レート（簡易仲裁の場合は定額）が記載されています（下記参照）。

より具体的にWIPO仲裁やその他のWIPO ADR手続の手数料を検討したい方は、WIPOがオンラインで提供している**WIPO Fee Calculator (手数料計算ツール)**を次のリンクからご利用ください。
www.wipo.int/amc/en/calculator/adr.jsp

手数料の種別	係争金額	簡易仲裁	仲裁
登録手数料	係争金額に 関わり無く	\$1,000	\$2,000
実施手数料	\$2,500,000以下	\$1,000	\$2,000
	\$2,500,000超、 \$10,000,000以下	\$5,000	\$10,000
	\$10,000,000以下	\$5,000 + \$10,000,000を 超える額の0.05%	\$10,000 + \$10,000,000を 超える額の0.05%
但し、実施手数料は \$15,000を最高額と する		但し、実施手数料は \$25,000を最高額と する	
仲裁人手数料	\$2,500,000以下	\$20,000 (定額)	センターが当事者およ び仲裁人との協議の上 で決定
	\$2,500,000超、 \$10,000,000以下	\$40,000 (定額)	
	\$10,000,000超	センターが当事者およ び仲裁人との協議の上 で決定	指標レート: 1時間あたり \$300以上、 \$600以下

手数料表の完全版（オンライン）：www.wipo.int/amc/ja/arbitration/fees/index.html

WIPO仲裁: 手続の主な流れ

WIPO仲裁の具体的な進め方や手続上の権利義務については、仲裁廷が、WIPO規則に定められる枠組み内で、WIPOセンターの支援の下当事者とともに決定します。ここでは、WIPO仲裁規則による手続の主な流れを説明します。この説明は、後述される主要な相違点 (p12-13) を除き、WIPO簡易仲裁規則による手続にも大筋で適用します。

1 仲裁の開始

WIPO仲裁を開始するには、申立人がWIPOセンターに**仲裁申立書**を提出する必要があります。仲裁申立書の提出に関する詳細情報は、WIPO仲裁手続の申立てに関するガイドライン (www.wipo.int/amc/en/arbitration/filing/#request) に記載されています。

仲裁申立書がセンターによって受理された日が、仲裁の開始日となります。仲裁申立書には、当事者及び代理人の氏名と連絡先情報、紛争の簡単な説明、求める救済に関する陳述、さらに仲裁人の選任に関する意見などの**紛争概要**を記載し、仲裁合意の写しを添付する必要があります。

事実関係の包括的な記載や求められる救済の記述を含む法的主張は、請求陳述書に詳しく記載して、仲裁廷の設置後に提出することもできます。

被申立人は、申立人の仲裁申立書を受領した日から30日以内に、**申立答弁書**を提出しなければなりません。この申立答弁書には、仲裁申立書の事項に対する**意見**を記載する必要があります。申立人が仲裁申立書に請求陳述書を添付した場合は、申立答弁書にも防御陳述書を添付することができます (第6条～13条)。

個人情報の保護

WIPOセンターは、WIPO規則の下で手続の管理事務を行うために必要な範囲内においてのみ、仲裁手続参加者の個人情報を収集し、処理し、または保管します。WIPOセンターは、仲裁廷に対して、必要に応じて個人情報の保護に関する話し合いを当事者と行うよう促しています。詳しくは、WIPO仲裁手続の申立てに関するガイドライン (www.wipo.int/amc/en/arbitration/filing/index.html) をご覧ください。

2 仲裁人の選定と選任

仲裁人の選定と選任は、仲裁の過程で極めて重要なステップです。WIPO規則では、仲裁人の選定プロセスに関して、**当事者の自治**が広範に認められています。当事者は、例えば以下の事項を合意によって決定することができます。

- 仲裁人の選任方法
- 仲裁人の人数
- 仲裁人の資格や国籍に関する具体的な条件
- 選任する仲裁人 (WIPOセンターの仲裁人名簿登載者に限定されません)

所定の期限までに当事者間の合意が形成されなかったときには、WIPOセンターが必要事項を決定します。

WIPO名簿

適切な仲裁人の確保は速やかな審理進行と質の高い結果を得るための鍵であり、仲裁人の選定支援はWIPOセンターの重要な役割の一つです。

WIPO仲裁の当事者は、どのような方法で仲裁人を選定するかにかかわらず、**WIPOが管理する仲裁人名簿**を利用することができます。このWIPO名簿は、知的財産権や技術に関する幅広い分野の専門家を網羅したものです。無論、仲裁人候補者をWIPO名簿の登載者に限定する必要はありません。WIPO仲裁の当事者は、合意により、自由に仲裁人を選定することができます。

次頁から、WIPO規則による仲裁人の選任に関する選択肢や手続をご説明します。

仲裁人の人数

仲裁廷は、可否同数に陥る事態を避けるために、**単独または3名の仲裁人**によって構成されます。当事者は、費用や効率性の比較検討を行い、さらに**紛争の係争金額や内容の複雑さ**を考慮し、**単独仲裁人と3名の仲裁人のいずれか**を選びます。

当事者がこの選択を行わない場合には、WIPO仲裁規則に基づき、仲裁廷は、**単独仲裁人**により構成されることになります。

WIPO簡易仲裁規則の下では、第14条の規定により、**単独仲裁人が仲裁廷となります**。

単独仲裁人の選任

単独仲裁人は、両当事者が**共同して指名します**。合意に至らないときには、**リストアップ**と称されるWIPO仲裁規則の第19条で規定される方法により、**単独仲裁人の選任**が行われます。

3名の仲裁人の選任

3名の仲裁人の選任は、通常、2段階のプロセスに沿って行われます。

まず、各当事者が、それぞれ**1名の仲裁人**を指名します (第17条(b))。次に、指名を受けた2名の仲裁人が共同して、仲裁廷の長となる第3の仲裁人を指名します。**仲裁廷の長となる第3の仲裁人の指名**が20日以内に行われなかったときには、リストアップ方式により、この仲裁人が選任されます。また、申立人または被申立人が複数人いる場合の選任手続については、第18条に特別規定が設けられています。

リストアップ方式による 仲裁人の選任手続

リストアップ方式では、WIPOセンターが仲裁人候補者を選んで候補者リストを作成し、候補者それぞれの資格を記載した上で各当事者にリストを送付します。リストを受け取った当事者は、選任に異議のある候補者についてはその氏名を削除し、残りの候補者に優先順位を付します。

各当事者は、優先順位を付したリストを20日以内にWIPOセンターに返送します。リストが返送されなかった場合、すべての候補者について同意したものとみなされます。

WIPOセンターは、当事者らが表明した優先順位や異議を考慮してリストから仲裁人を選任します。

3 WIPO仲裁人の不偏性・独立性の確保

WIPOセンターは、仲裁人の職務倫理遵守を重視します。WIPO仲裁の仲裁人は、当事者に選任された場合も含めて、WIPO仲裁規則の第22条の下、**不偏かつ独立**であることが求められます。

仲裁人予定者は、選任を受諾する前に、その不偏性または独立性について疑義を生じさせる可能性のある状況をすべて開示することが義務づけられます。仲裁人には、同様の開示義務が仲裁の全段階を通して課せられます。

これに関連してWIPOセンターでは、当事者に対して、紛争の結果に利害を持つ第三者が存在する場合にはその事実を開示することを推奨しています。詳しくは、WIPO仲裁手続の申立てに関するガイドライン (www.wipo.int/amc/en/arbitration/filing/#pd) をご覧ください。

仲裁のいずれの段階においても、仲裁人の不偏性または独立性について正当な疑いを生じさせる状況が発生した場合には、当事者は仲裁人の忌避を申し立てることができます。WIPOセンターの取扱事件において実際に仲裁人の忌避が申し立てられたことはほとんどありませんが、WIPO規則にはこのような状況に備えて仲裁人の忌避に関する規定が設けられています。

4 仲裁廷の権限

WIPO仲裁手続における仲裁廷は、WIPO仲裁規則の第37条の下で、「自らが適當と認める方法で仲裁を遂行する」権限を有します。

この権限の行使については、WIPO仲裁規則の第37条(b)及び(c)に指針が定められています。仲裁廷は、**適正手続の原則**を遵守し、執行力のある仲裁判断を行う前に、各当事者が事件につき意見を述べる機会を公平に与えられることを、保証しなければなりません。仲裁廷はまた同時に、仲裁手続が**迅速**に行われることを保証しなければなりません。

また、以下の事項をはじめとする特定の事項に関する仲裁廷の権限については、WIPO仲裁規則に具体的な規定が設けられています。

- 差止を含む暫定的措置 (第48条)
- 証拠の証拠能力及び関連性の決定、当事者に対する文書その他の証拠の提出命令 (第50条)
- 提出情報を機密扱いとして分類する判断 (第54条)
- 審問の実施 (第55条)
- 終局的判断として拘束力を持つ仲裁判断の決定 (第61条以下)

- 仲裁廷の管轄に対する異議の聴聞及び決定、仲裁合意が一部をなす契約の存在あるいは効力についての決定 (第36条(a)及び(b))
- 準備会合の実施 (第40条)、手続の日程の決定、所定の期間の延長 (第37条(c))、更なる書面の提出の許可あるいは要求 (第43条)、請求あるいは防御の修正の許容 (第44条)
- 追加の当事者を参加させる命令の発令 (第46条)、既に係属中の仲裁手続に新しく開始された仲裁を併合する命令の発令 (すべての当事者および選任された仲裁廷の合意を条件とする) (第47条)

WIPO取扱事件 - 管轄

数か国で保護を受けている特許及び商標に関するWIPO仲裁事件で、商標の異議申立手続の取下げに関する反対請求がなされ、**申立人はこれに対して管轄異議の申立てを行った。**申立人の主張は、ライセンス契約に含まれた仲裁条項は、このような反対請求には適用されないというものであった。3名の仲裁人による仲裁廷は、WIPO仲裁規則の第36条(a)に基づき、当該仲裁廷が当該反対請求の決定について管轄権を有することを確認する部分的判断を下した。

5 仲裁の実施

申立人は、仲裁廷の設置から30日以内に請求陳述書を提出しなければなりません。これに対し、被申立人は、請求陳述書の受領から30日以内に防御陳述書を提出しなければなりません。

仲裁廷はまた、更なる書面の提出を求めることができます。仲裁廷は、特に手続の日程や審問の実施日、証拠の取扱い、守秘義務など(第40条～第48条)に関する協議を行うために、設置後すぐに当事者との間で準備会合を実施します。またほとんどの場合、証拠の提示のために審問が行われます。両当事者及び仲裁廷の合意により、オンラインで審問を実施することも可能です。審問が行われない場合、審理は文書その他の資料にのみ基づいて進められます(第55条～第57条)。

6 証拠の取扱い

仲裁廷は、仲裁廷に提出された証拠の証拠能力、関連性、重要性及び優越性の決定に関する**広範な権限**を有します（第50条）。

WIPO仲裁規則には、技術的証拠の取扱いを円滑に行うための**具体的な規定**が設けられています。例えば、実験（第51条）、現地視察（第52条）や合意による手引書や模型（第53条）に関する規定が含まれます。

WIPO取扱事件 - 併合

欧州のゲームソフト開発会社が、南米や欧州を拠点とするライセンシー数社を相手に3件の別個のオンラインライセンス契約を締結した。ライセンシーは共同して、契約違反とソフトウェアの欠陥を理由にWIPO簡易仲裁を申し立てた。同日付けで、当該ゲームソフト開発会社は、契約違反による損害賠償を求める簡易仲裁を各ライセンシーに対して個別に3件申立てた。これら4件の事件の共通性に鑑みてWIPOセンター及び単独仲裁人が当事者と協議を行った結果、**すべての請求を単独の手続に併合することに当事者が合意した**（WIPO簡易仲裁規則の第41条）。

7 多数当事者が関与する場合

WIPO仲裁やWIPO簡易仲裁では、申立人または被申立人が複数人いる多数当事者紛争の仲裁もしばしば行われます。WIPO規則は、このような状況に対応するために、多数の申立人または被申立人がいる場合の3名の仲裁人の選任（第18条）、追加当事者の参加（第46条）及び仲裁手続の併合（第47条）などの事項に関する規定を定めています。追加当事者の参加や仲裁手続の併合には当事者すべての事前合意が必要であり、命令は仲裁の進行状況を考慮して発せられます。

8 守秘義務

知的財産権や技術に関連する紛争では多くの場合、**機密性の高い技術情報や事業情報が取り扱われます**。WIPO規則は、以下の事項を含む幅広い範囲の情報の取扱いについて、詳細な規定を定めています（第75条～第78条）。

- **仲裁の存在**
- **仲裁手続中になされた開示**
- **仲裁判断**

WIPO規則はさらに、**営業秘密の取扱い**についても具体的な規定を設けています。機密情報を提出する当事者は、当該情報について特別な保護措置の適用を申し立てることができます。仲裁廷には、このような申立てに対して決定を行うための権限が広く認められています（第54条）。

WIPO取扱事件 - 保護命令

中国人発明者が、米国のスポーツ用品メーカーを被申立人として、特許ライセンス契約に基づくロイヤルティの支払いに関する仲裁を申し立てた。証拠調べの段階で、当該米国メーカーは、当該発明者が競合他社とライセンス契約協議を行っている可能性があると主張した。単独仲裁人は、WIPO仲裁規則の第54条に基づき、当該米国メーカーにより提出される営業秘密情報について、当該発明者に対する開示を制限する**保護命令**を発した。当該保護命令は、機密情報扱いの指定、特定の個人及び法人に対する機密情報の開示の制限、機密情報扱いの指定の解除並びに手続終結後の機密情報の処分に関する決定事項を含むものだった。

9 暫定的措置及び緊急救済

知的財産権や技術に関連する紛争では、暫定的措置の利用可否が重視されることがあります。WIPO規則の下、仲裁廷は、**一方当事者の申立てにより、仲裁廷が必要とみなす保全命令あるいはその他の暫定的措置を講じることができます。** WIPO仲裁事件ではしばしばこのような申立てがなされます。仲裁廷が命ずることのできる措置として、WIPO規則は、差止及び紛争の対象となっている物品の保全を例に挙げています。仲裁廷は、暫定的措置を認める条件として、申立て当事者に対して適当な担保の提供を求めることができます。

ときには、仲裁廷の設置前に暫定的措置が必要になったり、あるいは仲裁廷の権限が及ばない第三者の履行が必要になるなど、仲裁廷の暫定的措置の発令が不可能または不十分な状況が発生することもあります。WIPO規則の下では、当事者はいつでも**国の裁判所**に対して保全手続の申立てを行うことができます。このような申立ては、仲裁合意に違反するものではないとされます。

またWIPO規則の下では、**仲裁廷の設置に先立って**暫定的措置を求める当事者は、WIPO緊急救済手続を利用することができます。緊急救済手続では、特別に選任された緊急救済仲裁人が判断を行います(第49条)。

WIPO取扱事件 - 暫定的措置

ドイツの会社とスイスの会社が、欧州の複数の国でのファッション関連商品の流通に関連して、**商標ライセンス契約**を結んだ。この契約の解除をめぐって紛争が発生し、スイスの会社がWIPO簡易仲裁を申し立てた。単独仲裁人が選任された後に、両当事者が、商品の在庫品や商標の継続使用に関する**暫定的措置の申立て**を行った。仲裁人は、暫定的な商標の使用制限及び在庫品の保全措置を講じる命令を発した。

10 審理の終結

仲裁廷は、当事者が見解表明および証拠提示のための十分な機会をすでに与えられたと考えられるときに、審理の終結を宣言します。審理の終結の宣言は、防御陳述書の送付日あるいは仲裁廷の設置日のいずれか遅い時点から**9ヶ月以内**になされなければなりません。

仲裁廷は、審理の終結から**3ヶ月以内**に最終判断を行う必要があります。

11 和解

仲裁手続中に当事者が紛争の和解に合意した場合（調停を経由した和解も含む）、当事者は、当事者間の契約よりも執行が容易な記録の取得を目的として、「**同意判断**」の方式による和解記録の作成を申し立てることができます。WIPO仲裁規則では、第67条の下で、このような手続が明示的に認められています。

WIPO事件の和解率

WIPO仲裁事件では、概ね30%が当事者間の和解により解決に至り、約70%が仲裁判断によって解決されます。

WIPO調停を実施する調停合意が形成されている場合には、和解率は通常70%に達します。

当事者同士の協議による紛争解決を目指す当事者は、WIPO規則に基づく仲裁併用調停の手続を利用することもできます。



WIPO仲裁



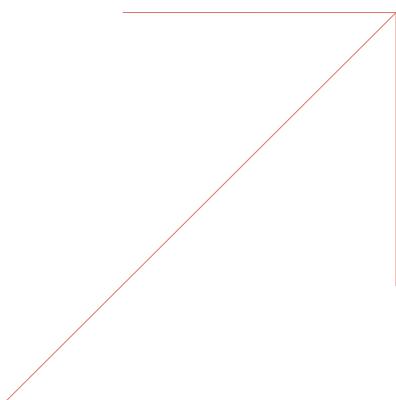
WIPO調停

12 救済

仲裁廷は、一般的に、紛争の実体審理に適用される準拠法で認められる範囲内で、各当事者の請求に基づく救済を裁定します。.

WIPO仲裁事件ではこれまでに、以下の救済等を含む仲裁判断が行われてきました。

- **損害、利息 (第62条) 及び費用 (第73条、第74条)** 等の金銭的補償
- **差止**
- **宣言的救済**
- **特定履行**



仲裁判断の上訴

WIPO仲裁の仲裁判断は、WIPO仲裁規則の第66条の規定により、終局的判断であるとされます。仲裁判断の終局性は、一般的に**仲裁手続のメリット**の一つとしてとらえられています。

仲裁の当事者が、仲裁判断の無効または取消しを求めて、仲裁地の裁判所に不服申立てを行うことは可能です。ただし、大多数の国では、仲裁法の下で認められる取消事由は限定的なものです。ほとんどの場合、本案に関する上訴は想定されていません。

仲裁判断の執行

WIPO仲裁の仲裁判断に基づく履行はほとんどのケースで**任意**に行われますが、仲裁判断を強制的に執行する必要が生じた場合は、強制執行の地の裁判所を通じて行います。外国仲裁判断の執行（仲裁地以外の地で仲裁判断の執行が求められる場合）については、160か国以上が締約している**ニューヨーク条約**に基づき強制執行を求めることが可能です。この点で、**仲裁には、裁判にはないメリットがある**と言えます。

ニューヨーク条約の条約文や

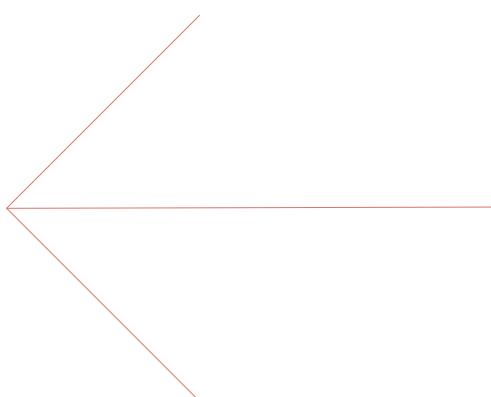
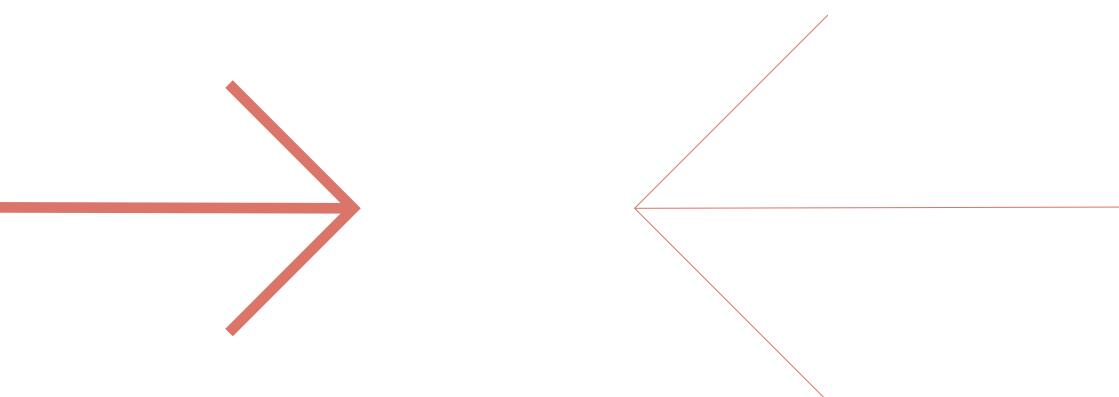
現在の締約国一覧に関する情報:

https://uncitral.un.org/en/texts/arbitration/conventions/foreign_arbitral_awards.

WIPOあっせん

WIPOセンターは、紛争当事者間の**直接交渉による和解**や、WIPO調停、WIPO簡易仲裁またはWIPO仲裁への**紛争の付託**を支援するために、当事者に対して**手続面の助言**を行っています。

WIPOセンターのあっせんサービスに関するご相談は、Eメール (arbiter.mail@wipo.int) またはお問い合わせフォーム (www.wipo.int/amc-forms/adr/good-offices-services) からお寄せください。



WIPOドメイン名紛争処理

WIPOセンターでは、**不正な目的でのドメイン名の登録や使用**（いわゆる「サイバースクワッティング」）に関する紛争を商標権者が処理するための専用手続を実施しています。WIPOセンターは、WIPOの勧告によって策定された**ドメイン名紛争統一処理方針 (UDRP)**に基づくドメイン名紛争処理サービスを世界的・主導的に提供する**紛争処理機関**です。

この手続の申立てを行う当事者の書類準備を支援するために、センターは、申立書の書式例の提供に加え、WIPO Jurisprudential Overview (UDRPの論点に関する見解) やWIPO Legal Index (裁定集) などのオンラインリソースを公開しています。WIPOセンターのドメイン名紛争処理手続は、**オンライン手続**で行われ、通常**2か月以内**に裁定が下されます。裁定結果は、**ドメイン名登録機関**により直接実施されます。

WIPOドメイン名紛争処理サービスについて詳しくは、次のウェブページをご覧ください。wipo.int/amc/en/domains



WIPO Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions, Third Edition ("WIPO Overview 3.0")

(including additional filing resources)

WIPO Arbitration and Mediation Center
34, chemin des Colombettes
CH-1211 Geneva 20
Switzerland
T + 41 22 338 82 47
www.wipo.int/amc
arbiter.mail@wipo.int

© World Intellectual Property Organization – 2017
All Rights Reserved

WIPO仲裁やWIPO簡易仲裁に関する詳しい情報は、次のウェブページにてご覧ください。

www.wipo.int/amc/en/arbitration

事件の申立てや紛争処理条項の作成その他のADR事項に関するご相談は、電話やEメールでお問い合わせください。

電話: +41 22 338 8247

Eメール: arbiter.mail@wipo.int

お問い合わせ先

**WIPO Arbitration and Mediation
Center (Geneva)**
WIPO仲裁調停センター (ジュネーブ)
34, chemin des Colombettes
CH-1211 Geneva 20
Switzerland
電話: +4122 338 82 47
ファックス: +4122 338 83 37

WIPO Japan Office (WJO)
WIPO日本事務所 (WJO)
〒100-0013
東京都千代田区霞ヶ関1丁目4番2号
大同生命霞が関ビル3階
電話: +81 3 5532 5030
ファックス: +81 3 5532 5031

www.wipo.int/amc
arbiter.mail@wipo.int

© WIPO, 2021



表示 3.0 IGO
(CC BY 3.0 IGO)

CCライセンスはこの出版物の非WIPO
コンテンツには適用されません。

印刷: スイス

WIPO出版番号: 919J/2021
ISBN 978-92-805-3247-0